

第3回 大淀川水系水防災意識社会再構築協議会

- ・協議会の経緯と進め方

協議会の経緯と進め方

平成27年9月関東・東北豪雨を受けて対処すべき主な課題

九州地方整備局

対処すべき主な課題

- ① 堤防決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊・流出
- ② 避難の遅れと長時間・広範囲の浸水による多数の孤立者の発生
- ③ 市内の避難場所への避難が困難となったことにより、避難者の半数以上が市外へ避難

鬼怒川下流域における一般被害の状況

項目	状況等
人的被害	死亡2名、重症2名、中等症11名、軽症17名
住宅被害	床上浸水 4,400件 床下浸水 6,600件
救助者	ヘリによる救助者数 1,343人 地上部隊による救助者数 2,919人
避難指示等	①避難指示 11,230世帯、31,398人 ②避難勧告 990世帯、2,775人 (※29日16時現在)
避難所開設等	避難者数 1,786人 (市内避難所 840人、市外 946人) (※18日11時現在)

(茨城県災害対策本部 10月1日16時以前の発表資料より常総市関連を抜粋)

氾濫流による家屋の倒壊・流出



社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて

九州地方整備局

背景(水害に対する防災意識の変化)

◆近代的河川改修の実施前

施設の能力が低く水害が日常化していた時代には、水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識が社会全体に根付いていた。

…(事例)筑後川沿川地域における「水屋」などによる住まい方の工夫

◆近代的河川改修の実施後

水害の発生頻度が減少したことに伴い、社会の意識は「水害は施設整備によって発生を防止するもの」へと変化。

背景(気候変動に伴う豪雨災害リスクの増加)

◆鬼怒川が決壊した平成27年9月関東・東北豪雨のような水害は、全国どこの河川においても発生する可能性がある。

平成24年:九州北部豪雨災害、平成25年:台風第26号による伊豆大島における災害、

平成26年:広島における大規模砂災害、平成27年:関東・東北豪雨災害など

◆今後、気候変動により、関東・東北豪雨で発生したような施設能力を上回る洪水の発生頻度は高まる。

目的(水防災意識社会の再構築)

◆河川管理者のみならず、市町村、住民、企業等が水害のリスクを共有し、主体的に行動できるよう意識を変革すること。

◆施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築すること。

水防災意識社会再構築協議会の検討経緯（1）

平成27年12月11日 水防災意識社会再構築ビジョンの策定
(国土交通省 水管理・国土保全局)

【直轄区間】

平成28年6月1日 第1回 水防災意識社会再構築協議会
(大淀川下流)

平成28年6月2日 第1回 水防災意識社会再構築協議会
(大淀川上流)

【直轄区間】

平成28年8月31日 第2回 水防災意識社会再構築協議会
(合同開催)

- ・平成17年台風第14号災害を契機になされた提言「水害に強い地域づくりのあり方について」を基に取組状況と課題を整理し、新たな減災に係わる取組方針をまとめることを確認した。
- ・現状での水害リスクや提言を踏まえた減災の取組状況について確認した。
- ・本協議会においてとりまとめる「減災の取組方針」の目標を決定した。

- ・提言を踏まえた減災の取組状況と課題について確認し「概ね5年で実施する具体取組」等を記載した「減災に係わる取組方針」を策定

水防災意識社会再構築協議会の検討経緯（2）

【直轄区間・県管理区間】

平成29年6月2日 第3回水防災意識社会再構築協議会（合同開催）
第1回大淀川水系水防災意識社会再構築協議会



- ・2つの協議会を統合し、**県管理区間を加え**「大淀川水系水防災意識社会再構築協議会」に改組
- ・「減災に係る取組方針」実施状況をフォローアップ

【直轄区間・県管理区間】

平成29年12月18日 第2回大淀川水系水防災意識社会再構築協議会

- ・平成29年6月に改正された**水防法における「大規模氾濫減災協議会」「都道府県大規模氾濫減災協議会」**に改組した。
- ・**「県管理区間の減災に係る取組方針」**を策定した。

水防法の改正について

水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 施行:平成29年6月19日

大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意)
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

※ICT:情報通信技術

水防法

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は、第十三条第一項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織するものとする。

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は、第十三条第二項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織することができる。

取組方針設定について

■減災に関わる取組方針

【直轄区間】

●大淀川下流の減災に係る取組方針（H28.8.31策定）

【直轄区間】

●大淀川上流の減災に係る取組方針（H28.8.31策定）

【県管理区間】

●大淀川流域県管理区間の減災に係る取組方針(案)（H29.12.18策定）

※大淀川圏域市町の土砂災害に係る取組についても設定する。

- 策定年度の違いもあり、各々別冊での取組方針となっている。
- 直轄区間は、平成32年度までに「水害に強い地域づくり」を目指し、取組項目のフォローアップを行う。
- 県管理区間は、平成33年度までに「災害に強い地域づくり」を目指し、取組項目のフォローアップを行う。

毎年のフォローアップ時期のお知らせ

【毎年】

	対象年度						翌年度					
	2月		3月		4月		5月		6月			
依頼			●	フォローアップ依頼			●	リバイス依頼				
回収・編集					●	一次×切り		●	最終×切り			出水期～
幹事会・協議会									●	幹事会開催	●	協議会開催

1. 対象年度の3月上旬に依頼し、3月末一次×切り
2. 翌年度の4月中旬にリバイス依頼し、4月末×切り
3. 5月中旬 幹事会開催
4. 5月下旬 協議会開催(出水期前)